

安平町被災者住み替え支援金の申請受付を開始します

北海道胆振東部地震で被災された方の新たな住宅への住み替えを支援するため、町が新たに創設した制度です。住み替えの方法に応じて支援金を支給いたします。

【支給の対象となる方】

- 北海道胆振東部地震により被害を受けた当時、安平町の区域内に居住していた方が、
- ・安平町内で住宅を新築、中古住宅を購入、自宅を修理した場合
(いずれも、り災証明書の判定区分において半壊以上の被害を受けた方)
 - ・応急仮設住宅等に居住していた方が、安平町内の民間の賃貸住宅へ転居した場合
 - ・町外から安平町内へ引越しをした場合 (半壊以上の被害を受けた方または長期避難指示区域に居住していた方)

【申請期限】

令和3年3月31日(水)まで

【支援金の支給額など】

① 自宅新築・中古住宅購入	② 自宅修理
<p>【支援金額】 上限 100 万円(上限に満たない場合はその実費分) ※自宅を所有している場合は、自宅を解体した場合を対象とします。</p> <p>【提出書類】 申請書 (様式第 1 号)、り災証明書の写し、振込先通帳の写し、新築・購入費用額を証明する書類の写し、解体証明書等自宅の解体が確認できる書類の写し、委任状 (り災証明書に記載されていない方が申請の場合)、免許証等 (保険証) の写し</p>	<p>【支援金額】 上限 20 万円 (上限に満たない場合はその実費分) ※既に住宅応急修理制度の適用を受けている場合は、修理金額から 584,000 円を引いた額を対象とします。</p> <p>【提出書類】 申請書 (様式第 2 号)、り災証明書の写し、振込先通帳の写し、自宅修理費用額を証明する書類の写し、委任状 (り災証明に記載されていない方が申請の場合)、免許証等 (保険証) の写し</p>
③ 賃貸住宅への転居	④ 町外から町内への引越し
<p>【支援金額】 1 世帯当たりの人数に対する 1 か月当たりの家賃 1 人：上限 7 万円 2～4 人：上限 9 万 3 千円 5 人以上：上限 11 万 1 千円 ※災害救助法の適用期限までの期間 (応急仮設住宅等の入居から 2 年間) に限ります。 ※勤務先から住居手当が支給されている場合は、家賃からその金額を引いた額を対象とします。</p> <p>【提出書類】 申請書 (様式第 3 号)、り災証明書の写し、振込先通帳の写し、賃貸住宅の家賃額を証明する書類の写し、勤務先からの住居手当額を証明する書類の写し、委任状 (り災証明に記載されていない方が申請の場合)、免許証等 (保険証) の写し</p>	<p>【支援金額】 上限 10 万円 (上限に満たない場合はその実費分)</p> <p>【提出書類】 申請書 (様式第 4 号)、り災証明書の写し、振込先通帳の写し、引越し費用額を証明する書類の写し、委任状 (り災証明に記載されていない方が申請の場合)、免許証等 (保険証) の写し</p>

※様式は町のホームページからダウンロードできるほか、受付窓口でもお渡しします。

※すでに災害義援金を申請している場合でも、り災証明書の写し・振込先通帳の写し・免許証等 (保険証) の写しなど上記の書類はすべて必要になります。忘れずにご持参ください。

受付窓口 総務課復興・生活再建支援室 (総合庁舎)、住民サービス課 (総合支所)

受付時間 9時から17時まで (土・日・祝日を除く)

問合せ 総務課復興・生活再建支援室 ☎ 2511